2018年度埼玉県の施策並びに 予算編成に対する重点要望・提案

2017年10月23日

日本共産党埼玉県委員会 日本共産党埼玉県議会議員団 埼玉県知事 上田 清司 様

> 日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原 初男 日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

日頃の県政運営に対し、心より敬意を表します。

国政では、平和、民主主義、暮らしを破壊する安倍政権の暴走に国民の怒りが広がっています。戦後、これほどに憲法をないがしろにした政権はほかにありません。一昨年の安保関連法(戦争法)の強行に続き、今年は民主主義を踏みにじるテロ等準備罪(共謀罪法)が強行されました。

さらに首相が、自衛隊を明記する 9 条改憲を明言するなど、海外で米国とともに戦争できる国づくりが加速しています。この間、オスプレイや米軍ヘリが日本の空を飛びかい事故があいつぐなか、埼玉県内でも自衛隊入間基地の機能拡張が進み、県民の不安の声が広がっています。

一方で北朝鮮による核実験・ミサイル発射が繰り返されています。北朝鮮の行為はアジアの平和と安全を脅かすもので、断じて容認できません。同時に破滅をもたらす戦争だけは絶対に起こしてはなりません。今、「対話による平和的解決」を図るため日本政府がイニシアティブを発揮することが求められています。

社会保障では、来年度から国民健康保険が県と市町村の共同運営に移行されます。県の 試算でも、市町村の従来通りの法定外繰り入れがなければ、保険税が引きあがる可能性が 示され、県民からは強い不安と懸念が寄せられています。また、政府が推進する地域包括 ケアシステムは、医療費・介護費用の削減の手段として利用されるのではないかとの不安 も広がっています。

地方自治体の使命は「住民の福祉の増進を図ること」です。今こそ、国政の暴走に対して県民の防波堤となるべきと考えます。

2019年度の予算編成にあたって、第一の柱として「北朝鮮の核実験・ミサイル問題の危機打開、核兵器禁止の実現、戦争のできる国づくりをストップさせるために」、第二の柱として「国民健康保険の共同運営開始にあたっての特別要望」をはじめとして、8項目(要望・提案件数389件)の重点要望・提案、地域の要求を提出いたします。

上田知事におかれましては、県民の命とくらし、平和を守る立場で県政運営にあたられるよう強く要望します。

I.北朝鮮の核実験・ミサイル問題の危機打開、核兵器禁止の実現、戦争のできる国づくり		
をストップさせるために・・・・・・・・・・・・・・・・1		
(1) 北朝鮮の核実験問題の危機打開・核兵器禁止の実現のために		
(2) 戦争の惨禍を語り伝え、戦争のできる国づくりをストップさせる県政に		
(3) 自衛隊・米軍基地被害、安全対策について		
II. 国民健康保険の共同運営開始にあたっての特別要望・・・・・・・・・・ 4		
Ⅲ. 国の社会保障切り捨て政策の防波堤となり、県民の福祉を守る県政へ・・・・・3		
(1) 安心して子育てできる埼玉県を		
(2) 貧困・格差をなくし、再びチャレンジできる埼玉へ		
(3) 高齢者福祉の充実を		
(4) 障害者施策の充実について		
(5) 「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を		
IV. 誰もが安心して受けられる医療制度の確立を・・・・・・・・・・ 9		
(1) 国民健康保険について		
(2) 疾病対策について		
(3) 医師・看護師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを		
(4) 安心できる医療体制整備を		
V. 県民の安全・安心、防災の埼玉の実現を ・・・・・・・・・・・14		
(1) 豪雨災害の教訓を生かし、水害対策の強化を		
(2) 引き続き東日本大震災被災者への支援と放射能対策を		
(3) 防災対策の強化、被災者の生活再建支援の拡充を		
(4) 安全・安心なまちづくりを		
(5) 交通安全の推進と交通環境の整備を		
VI. 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉を ・・・・・・・・・・19		
(1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を		
(2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を		
(3) TPP参加に断固反対し、埼玉農林業の振興を		
(4) 緑豊かで公害のない埼玉県を		
(5) 自然エネルギーの推進で県内産業の振興を		
VII. 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を ・・・・・・・・27		
(1) みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を		
(2) 魅力ある県立学校づくりのために		
(3) 教育環境を整備し、一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するために		
(4) 子どもたちの教育のために、豊かな人員体制整備を		

	(5)	私立学校の振興のために	
	(6)	文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポーツの推進を	
VIII.	憲法	と地方自治を守り、県民のための県政実現を ・・・・・・・・・・32	
	(1)	地方自治の花開く埼玉を	
	(2)	女性の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現を	
	(3)	LGBT(性的マイノリティ)の権利を守り、差別をなくす	
	(4)	過酷な取り立てをやめ、納税者の権利を尊重した徴税を	
	(5)	不要不急の事業の見直しを	
	(6)	県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に	
〔地域の個別要求〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35			

下線は新規要望項目・新規要望内容が含まれる項目です。

重点要望, 提案事項

- I. 北朝鮮の核実験・ミサイル問題の危機打開、 核兵器禁止の実現、戦争のできる国づくりを ストップさせるために
- (1)北朝鮮の核実験問題の危機打開・核兵器禁止の実現のために
- 1. ミサイル発射・核実験の強行は許しがたい暴挙である。今の最大の危険は米朝両国の 軍事衝突が引き起こされる可能性が生まれていることであり、危機打開のために経済制 裁の強化と合わせて、米朝が直接対話に踏み出すよう働きかけることを国に強く求める。
- 2. 核兵器禁止条約批准を国に対し強く求める。
- 3. 非核埼玉宣言を行う。
- (2)戦争の惨禍を語り伝え、戦争のできる国づくりをストップさせる県政に
- 1. 日本を「海外で戦争する国」につくりかえる安保法制=戦争法の廃止を国にもとめる。 (企画財政部)
- 2. 「憲法を暮らしにいかそう」の垂れ幕と県主催の憲法記念行事を復活するとともに、学校教育などあらゆる機会をとらえて日本国憲法の普及・啓発に努める。(県民生活部・教育局)
- 3. 県平和資料館について(県民生活部) 科学的な研究を実施するために必要な職員体制と予算を確保するとともに、専門家をは じめ、県内の平和団体や遺族会などの声を幅広く反映できる仕組みを創設する。

(3) 自衛隊・米軍基地被害、安全対策について

- 1. 米軍横田基地へのオスプレイ配備について、延期ではなく撤回するよう防衛省に申し 入れる。オスプレイの飛行ルートの情報開示を国に求める。(企画財政部)
- 2. 米軍所沢・大和田通信基地など、 県内の米軍基地の全面返還や縮小を国に求めるとともに、関係市と連携して県民的な運動を展開する。また、夜間運用中止の申し入れを行う。(企画財政部)
- 3. 入間基地の留保地について、「専守防衛」の枠を超えて海外での戦争のための拠点としての整備となる災害対処拠点・自衛隊病院の建設を撤回するよう国に求める。平成 20 年の「ジョンソン基地跡地利用計画」にもとづく方向で、騒音の緩衝林や公園の建設をすすめるよう働きかける(企画財政部)。
- 4. 入間基地周辺住民の騒音被害を低減するため、少なくとも早朝、夜間、日曜日、祝祭 日及び年末年始の飛行を中止するよう国に求める。大型のC2輸送機配備計画に反対す る。また、米軍の航空自衛隊入間基地の限定使用に反対する。(企画財政部)
- 5. 住宅防音事業の対象区域については、第一種区域の指定基準の航空機騒音環境基準値である 70WECPNLへ引き下げるよう国に求める。現在の環境基準調査地点数を増やすよう国に求める。(企画財政部)
- 6. 自衛隊朝霞駐屯地の演習に伴う周辺公共施設(学校等)の騒音被害を防止するため、 屋内射撃訓練場の整備をはじめ、周辺公共施設の空調設備の整備に対する助成を国に強 く働きかける。(企画財政部)
- 7. 関東一円で行われている米軍C130の有視界低空飛行訓練の情報を収集し、基地対策協議会の自治体はもちろん、その他の関係自治体にも提供する。米軍・自衛隊、民間機が錯綜する空域での低空編隊飛行訓練の抑制を要望する。(企画財政部)
- 8. 国民保護計画にもとづく訓練は中止する。(危機管理防災部)
- 9. 陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報収集すると ともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期す。大宮駐屯地は住宅地の中 にあり、毒ガスの製造・研究に適した立地ではないため、早急に施設を撤去するよう国 に求める。(危機管理防災部、農林部、都市整備部)
- 10. 基地対策の強化のために担当部署を設置する。冊子「埼玉の基地・基地跡地」を復刊する。(企画財政部)

Ⅱ. 国民健康保険の共同運営開始にあたっての 特別要望

- 1. 国保は社会保障である。この立場から、国保に対する国庫負担の割合を 1984 年の水準に計画的に戻し、国保財政の安定化を図るよう国に求める。(保健医療部)
- 2. これ以上の国保税の引き上げは、さらに滞納者を激増させ、ひいては制度破綻を招く。 市町村の法定外繰り入れは引き続き認め、県として、独自の財政支援も行い保険税増額 をくいとめる。(保健医療部)
- 3. 市町村と協力して国保税引き下げを計画的にすすめる。(保健医療部)
- 4. 税の徴収率の向上や保険税額の統一を押し付けないこと。滞納者に対して積極的に納税猶予・減免制度を周知し、営業再建・生活再建を最優先とするよう市町村に徹底する。 資格証の発行をやめるよう市町村に働きかける。(保健医療部)
- 5. 子どもの均等割については、廃止するよう強く指導する。(保健医療部)
- Ⅲ. 国の社会保障切り捨て政策の防波堤となり、 県民の福祉を守る県政へ

(1) 安心して子育てできる埼玉県を

- 1. 保育施策の充実について (福祉部)
 - ①待機児童の解消を図るため、国に安心こども基金と保育所等整備交付金の延長・拡大を求める。県有地を建設用地として積極的に提供する。
 - ②保育所の増設をはかるため、一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫 負担を復活させるよう国に求める。
 - ③職員の確保が難しくなっているため、東京都と埼玉県の国の補助の基準となる公定価格の格差解消を国に要望する。県主催の説明会はもとより、保育士確保の取り組みを強化する。隣接都県に保育士が流出しないよう、民間社会福祉職員処遇改善費を復活させる。産休等代替職員費補助金を増額する。
 - ④現在は6月までとなっている乳児途中入所促進事業のゼロ歳児対象月を、9月まで延長するとともに、1、2歳児に対する補助を復活する。
 - ⑤障害児保育対策費補助金を増額する。

- ⑥調理員担当者の人員増のための補助制度の創設と、アレルギー等対応特別給食提供事業費の増額をはかる。3才以上児の施設について、移行期間も設け外部搬入を禁止し、 自園調理とする。
- ⑦一時保育に対する県単独補助を創設する。また、延長保育やゼロ歳児保育、一時保育、 障害児保育などを安定的に行えるよう国に財政措置を求める。
- ⑧病児・病後児保育児事業については、国に対して補助金の算定方式を出来高払いからもとに戻すよう求める。
- ⑨補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室に対する運営費補助を継続し、大幅に増額する。保護者に対する保育料補助制度を創設する。
- ⑩認可外保育施設が認可施設に移行するための施設整備事業費の増額をはかる。
- ①多子世帯保育料軽減事業は継続する。
- ⑩台風など豪雨によって浸水被害をうけた保育施設の改修について、法人事業者負担を 軽減する。
- ③保育所内での死亡事故について、実態調査・検証を行い、二度と繰り返さないよう対策を講じる。

2. 学童保育施策の充実について

- ①県の「放課後児童クラブ運営基準」 に基づいて専任で常勤の指導員を常時複数配置できるよう、 児童クラブ 1 施設当たりの補助基準額を増額する。(福祉部) 国の制度である放課後児童支援員等処遇改善事業の積極的な活用を市町村に働きかける。
- ②児童クラブの一人あたりの保育面積は設備部分を除いて1.65平米以上とする。1 クラブの児童数は30人以下を目指しつつ当面厳密に40人以下とする。大規模学童クラブが5年間で基準を遵守できるよう、クラブ増新設を支援する。(福祉部)
- ③従来の特別支援学校放課後児童対策事業の活用を希望する施設に対しては、引き続き補助を継続する。指導員の人件費基準単価を増額すると共に、障害児童数に対する指導員の配置基準を「児童3人に指導員1人」に改善する。(福祉部)
- ④放課後デイサービス事業への移行を希望する既存施設については、確実に移行できるよう支援する。同事業の施設について実態を調査し、質の向上と充実に生かす。(福祉部、教育局)

(2) 貧困・格差をなくし、再びチャレンジできる埼玉へ

- 1. 児童虐待防止対策の強化について(福祉部)
 - ①引き続き児童相談所の増設を図るとともに、川越・熊谷の両児童相談所にも一時保護 所の併設をすすめる。
 - ②越谷児童相談所の管轄について、草加支所を格上げするなどして分割すること。一時 保護所の個室化を推進する。

- ③児童相談所の正規職員の増員、とりわけ、児童福祉司や臨床心理士の大幅な増員を図る。
- ④児童養護施設の職員配置基準を実態に合わせて見直しを図るとともに、施設の措置費を引き上げるよう国に求める。県単独事業として実施している児童養護施設等人材確保対策事業の充実をはかる。
- ⑤大規模児童養護施設の運営状況に配慮しながら小規模化を促進する。小規模児童養護施設や乳児院の整備を促進する。
- ⑥「希望の家」住宅支援事業を拡充すること。児童養護施設出身者の県独自の給付制奨 学金制度を創設すること。大学進学自立生活支度費を、拡充するよう国に要望する。
- 2. 児童自立支援施設等の拡充を図る。(福祉部)
- 3. 生活保護行政及び低所得者対策について(福祉部)
 - ①生活保護基準額の引き下げを撤回し、元に戻すよう国に求める。行き過ぎた扶養義務 の強化は行わない。
 - ②窓口での保護申請の不受理を根絶するよう各市に対する指導を強める。一般来庁者が 行き交う場所で申請受付するなど、窓口対応において、申請者の人権やプライバシー が厳密に守られるよう是正指導を徹底する。
 - ③孤立死を防ぐために、生活保護制度についての広報啓発を強化する。制度の詳細や困ったときの相談窓口案内を全戸に配布する。公的な機関でも広く配布する。申請用紙は 生活保護担当カウンターに設置する。
 - ④憲法が保障する 「生存権」 に基づいて全額国庫負担とするとともに、 級地指定についても生活実態に即したものに改善するよう国に求める。
 - ⑤住居や食事を実態とかけはなれた高額料金で提供し、さまざまな名目をつけて保護費のほとんどを"ピンハネ"する悪質業者や団体の野放しを許さない、実効ある対策を講じる。また国に対して悪質な「貧困ビジネス」を規制するための法整備を求める。「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」にもとづき規制するとともに、必要に応じてさらなる規制の強化を図る。
 - ⑥福祉事務所に警察官OBを配置するのではなく、早急にケースワーカーを増員し、専 門職の採用を増やす。
 - ⑦市の福祉事務所職員の専門性を高めるための研修の充実など支援をするとともに、短期間で職員を異動させず継続的・専門的に従事する職員を配置するよう市に働きかける。 4. 県の行う町村部の生活困窮者の学習支援事業について拡充すること。また、各市の
 - 学習支援事業についても、講師派遣を含めた支援を強化する。(福祉部)

(3) 高齢者福祉の充実を

1. 高齢者介護の充実について(福祉部)

- ①要支援者1・2を介護保険給付からはずし、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定されたが、軽度者も必要に応じて受け入れる。
- ②特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどを かねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。
- ③介護施設用地確保をはかるため、公有地を積極的に活用するとともに、国有地の提供 を国に働きかける。
- ④平成29年まで延長された療養病床の廃止を取りやめるよう国に求める。
- ⑤市町村が独自に行う低所得者に対する居宅介護サービス利用に係る利用者負担及び介護保険料の減免等に対する県独自の助成制度を創設する。厚生労働省が検討している要介護1・2の軽度者の利用料1割から2割への負担増は撤回するよう国に求める。
- ⑥特別養護老人ホーム入居者のホテルコスト(家賃・水光熱費)負担をなくすよう国に 求める。県として負担軽減策を創設する。特別養護老人ホームの各部屋は、すべてユニット型個室にするのではなく、低所得者でも入所しやすい多床室を増設する。
- ⑦介護保険財政にたいする国庫負担割合を5%引き上げるとともに、介護保険に係る保険料及び利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求める。
- ⑧地域包括支援センターをほぼ中学校区ごとに整備を図ること。財政支援や人材養成などの支援策を講じる。
- ⑨高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、サービスの拡充を図る。
- 2. 介護士等の確保策を抜本的に強化する。(福祉部)
 - ①埼玉県での介護士確保のために、奨学金制度を拡充する。県内で働く介護職員のため の家賃補助や資格取得費助成など県独自の確保対策を行う。
 - ②介護報酬の処遇改善加算について、看護職や調理士・運転士も対象とするよう国にもとめる。また、かつて県が実施していた「民間社会福祉施設等職員処遇改善費」を復活し、高齢者施設職員にも適用する。
 - ③介護施設職員の処遇改善のため実態調査を実施するとともに、一人夜勤を解消するため、県として職員体制基準を明確化する。
- 3. 高齢者虐待防止法の充実を国に求めるとともに、県として高齢者虐待の実態把握と高齢者施設への指導を強化する。 被虐待高齢者の緊急避難受け入れ先の確保などの対策を進める。(福祉部)
- 4. 高齢者の免許更新の際に、2017年3月より認知症検査に診断書が義務付けられる。認知症専門医の不足を踏まえ、体制を整備すること。(保健医療部)

(4) 障害者施策の充実について

1. 障害者総合支援法を障害者の立場に立って見直すよう国に働きかける。(福祉部)

- 2. 1497人の入所希望者数を重く受け止め、身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所施設の建設は年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。公有地の提供も図る。(福祉部)
- 3. グループホームやケアホーム、生活ホームの増設を県として支援する。県営住宅の活用について積極的に検討する。グループホーム、ケアホームだけでなく、生活ホームへの自動火災報知器やスプリンクラー等に対しても補助金を創設し消防設備の整備をはかる。(福祉部)
- 4. 圧倒的に足りない入所施設やグループホーム建設を促進するために市街化調整区域に も建設できるよう市町村や関係機関と調整する。(福祉部、都市整備部)
- 5. 重症心身障害児の入所施設や在宅支援施設の拡充のために、報酬引き上げや加算など 国に見直しを求める。医師や看護師確保のために支援を強化する。(福祉部)
- 6. 看護教員の増員や通学時の付添サポートなど医療的ケア児の通学、学校活動における 保護者負担の軽減を行う。医療的ケア児が利用できる入所・通所施設の増設、レスパイ トサービスの拡充を推進する。医療的ケア児の自立と保護者の生活を支える総合的な支 援制度の創設を国に要望する。(福祉部・教育局)
- 7. 強度行動障害者のための入所施設を早急に増設する。(福祉部)
- 8. 精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進する。 また、 ホームヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図り、 社会的入院の解消に 努める。これからも精神科病床転換型居住系施設を導入しない。(福祉部)
- 9. 住民税非課税世帯からの障害福祉サービス利用料負担、施設利用者からの食費、水光 熱費、医療費、個室利用料全額自己負担をやめるよう国に働きかける。障害者・家族の 負担を軽減するために、県として住民税非課税世帯の利用料負担に対する補助を創設す るなど県独自の負担軽減対策を講じる。(福祉部)
- 10. 福祉タクシー利用料金助成や自動車燃料費助成、施設入浴事業等を地域生活支援事業 に追加するよう国に求める。当面は県として制度を復活し、拡充をはかる。県としてガ イドラインを示すなど市町村格差の是正に努める(福祉部)
- 11. 県単独事業の生活ホーム事業を継続するとともに、 補助単価の引き上げや月額制の復活を図る。(福祉部)
- 12. 障害児・者生活サポート事業に係る補助限度額を引き上げる。(福祉部)
- 13. 県単独事業の全身性障害者介助人派遣事業をより利用しやすいものに拡充する。(福祉部)
- 14. 精神障害者手帳所持者の運賃割引を実施するよう鉄道会社に働きかける。とりわけ県 出資事業団体であるニューシャトルや埼玉高速鉄道については、早急に割引制度を適用 する。(企画財政部、福祉部)
- 15. 65 歳以上の障害者については、介護保険制度を優先適用すると規定した障害者総合支

援法7条の廃止を国に要請する。 当面は介護保険制度の優先適用を一方的、 機械的に 実施せず、利用者の希望と必要性に応じて障害者福祉サービスを継続して受けられるよ う市町村に働きかける。(福祉部)

- 16. 病院や郵便局、図書館、介護施設への手話通訳配置が可能になるよう、通訳者の養成・派遣事業を拡充する。(福祉部)手話などに関する学習教材ハンドブックを作成し小中学校に広げ、総合の授業などで活用する。聴導犬の普及のための具体的施策の展開と財政支援を行う。(教育局 福祉部)
- 17. 埼玉県発達支援総合センターの体制を強化し、発達障害を理解し、支援できる人材の 育成をいっそう推進する。
- 18. 施設職員の確保のために、処遇改善費を復活させる。(福祉部)

(5)「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を

- 1. 県営住宅について(都市整備部)
 - ①県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など、都市部での公営住宅の建設や建て替えを重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても予算を増やし積極的に推進する。公営住宅建設用地取得に係る国の補助金を復活するよう国に求める。
 - ②現に同居している配偶者や高齢者、 障害者等に限定した、入居承継基準を元に戻す。
 - ③家賃減免については2007年度の改定前の基準に戻し、入居者の生活を守る。
 - ④シルバーハウジング(高齢者専用住宅)の増設や高齢者の生活支援ができる公営住宅の増設を図る。
 - ⑤県営住宅のエレベーター設置を推進する。
 - ⑥同一市内や近隣の県営住宅の、下層階への住み替えを認める。
 - ⑦大久保団地など老朽化が著しい県営住宅については、早急に修繕計画をつくり、改善 を図る。
- 2. 都市再生機構の団地建て替えにあたって、高齢者等が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう借り上げ県営住宅等の併設を図る。(都市整備部)
- 3. 雇用促進住宅の廃止に反対し、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として新たな活用ができるよう引き続き存続を国に働きかける。(産業労働部、都市整備部)
- 4. 高齢者世帯の住宅確保を図るため、家賃軽減補助にとどまらず、共用部分、共同施設 整備に係る費用を助成する国の制度を活用して、優良賃貸住宅の整備を大いに促進する。 (都市整備部)
- 5. 民間集合住宅について(都市整備部)

- ①老朽化マンションへのエレベーター設置を促進させるため、管理組合が国の社会資本 整備総合交付金を活用できるよう県として所要の措置をおこなう。
- ②管理不全マンションの問題解決のために、マンション管理士などの「外部専門家」の 活用について管理組合等への広報・啓発を強める。
- ③「老朽化マンションン管理適正化支援先導事業」の来年度から再開、埼玉県分譲マンションアドバイザー無料派遣事業の継続など、マンション管理組合への支援を充実・強化する。
- ④平成22年度以来、実施されていない「埼玉県分譲マンション実態調査」を実施する。

Ⅳ. 誰もが安心して受けられる医療制度の確立 を

(1) 国民健康保険について

- 1. 福祉医療制度の充実について(保健医療部)
 - ①乳幼児・ひとり親家庭・重度障害者の福祉医療助成制度については、 現行の償還払い から現物給付に改善する。 また、 国に対し統一した公費負担制度の創設を求める。
 - ②現物給付を実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金の就学児のペナルティ(減額)を廃止するよう引き続き国に求める。
 - ③普通交付税不交付団体に対する補助率の引き下げをやめ、元の補助率に戻すとともに、 財政状況が苦しい町村に対する補助率を3分の2に引き上げる。乳幼児医療費助成について政令市への補助を復活し、今後も政令市・中核市に対し、差別なく補助を継続する。
 - ④税金などを滞納している世帯に対して福祉医療制度の利用を制限しないこと、すでに 制限を導入している場合には中止するようを市町村に徹底する。
 - ⑤重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害者の対象を拡大し、通院にも適用 する。65才以上で該当となった場合不適用とする制度を廃止する。所得制限は導入し ない。
 - <u>⑥乳幼児医療費助成制度について、対象年齢を拡大する。県内一律のレセプト請求を導</u>入する。
- 2. 国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成を大幅に増額するとともに、 「特定健診」の健診項目の充実をはかる。(保健医療部)
- 3. 低所得者等医療対策補助金の拡充と併せ、市町村に制度の積極的活用を促す。(保健医療部)

- 4. 国保税滞納者に対して、強引な財産調査や差し押さえをしないよう市町村に徹底する とともに、短期被保険者証や資格証明書を発行しないよう市町村に働きかける。(保健医療部)
- 5. 高齢者医療の充実について(保健医療部)
 - ①際限のない負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度を早期に廃止するとと もに、75歳以上の高齢者の医療費を無料化するよう国に求める。
 - ②後期高齢者医療の保険料滞納者に対する短期証の発行をやめ、 すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導・助言する。
 - ③後期高齢者医療保険料を低く抑える観点から、 法定とは別に広域連合に対して県独自に財政支援する。

(2)疾病対策について

- 1. 県内の東西南北に引きこもり相談センターを増設すること。専門体制を整え、訪問活動なども積極的に行えるよう拡充する。保健医療部)
- 2. 流産を繰り返す「不育症」について、不妊症と同様に支援を行う。広報・周知、相談窓口の整備、自治体担当者や医療従事者への研修、不育症の検査・治療にたいする助成を創設する。(保健医療部)

また、ヘパリンカルシウム製剤の自己注射の保険適用についての検討を国に求めること。

- 3. 慢性腎臓病(CKD)対策の強化、栄養指導プログラムなどを全市町村にひろげる。(保 健医療部)
- 4. 市町村が実施するガン検診に対する国庫補助の復活を国に求める。(保健医療部)
- 5. 子宮頚がん予防ワクチンの副作用について早急に研究を進め、 周知をはかるよう国に 求める。(保健医療部)
- 6.「肝炎対策基本法」 にもとづき、薬害肝炎患者の早期救済を国に求める。(保健医療部)
- 7. 高齢者の医療や介護の現場を支援する地域の中核的な医療機関の整備を進める。(保健 医療部)
- 8. 花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー疾患や喘息など、化学物質による環境汚染が引き起こすとみられる疾病の実態把握を県として実施し、予防・治療に対する研究を促進するよう国に求める。(保健医療部)
- 9. 大気汚染による気管支喘息患者の医療費に対する助成制度を創設する。(環境部、保健 医療部)
- 10. 難病医療費助成の新制度について
 - ①軽症者も対象に加えるとともに、患者の自己負担を増やさず、軽減をはかるよう国に 求める。また、患者の自己負担に対する県の助成制度を設ける。
 - ②難病患者の負担軽減のため、継続申請における提出書類の簡素化など手続きの改善を

国に求める。難病患者が地元自治体に相談できるよう、職員研修など市町村を支援する。 (保健医療部)

- 11. 石綿(アスベスト)曝露から県民の健康を守る。
 - ①石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を 実施する(保健医療部、産業労働部、病院局)
 - ②石綿の労災認定を抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済する。周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるよう国に求める。(産業労働部)
 - ③アスベスト仕様建築物の解体・修理・廃棄物処理などの際徹底したアスベスト粉じん 対策をとる。高額なアスベスト使用建築物解体の調査・解体費用に助成を行う。(県土整 備部)
 - ④「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠の拡大と救済補償額の引き上げを図るよう国に求める。(保健医療部)
- 12. 乳幼児健診の未受診者への支援を重視し、特に3歳児健診まで全て未受診が続いた家庭への訪問を制度化する。乳幼児健診の徹底のためにも、保健師の増員を図る。特に県の保健師を母子保健などで市町村への指導、助言、同行訪問ができる体制に増員する。(保健医療部)
- 13. 保健所機能と職員体制を強化・拡充する。(保健医療部)
- 14. 新型インフルエンザなど感染症対策の強化について (保健医療部)
 - ①H5N1型ウィルスによるヒト・ヒト感染の強毒性インフルエンザなどの流行に備え、 抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やすなど、万全 の体制を整える。
 - ②感染症専門の医師・看護師の養成に努めるよう国に求める。県として感染症指定医療機関の指定を進め、医療体制の充実をはかる。
- 15. 県獣医師会と共同し、野良猫の不妊手術助成を実施する。(保健医療部)

(3) 医師・看護師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを

- 1. 人口比で全国一医師数が少ない現状を解消するため、埼玉県立大学への医学部設置の 実現へ総力をあげる。国に対して、医学部の新設を認めるよう強力に働きかける。(保健 医療部)
- 2. 臨床研修医や医学生の奨学金を拡充する。 県内の病院に臨床研修医が集まるよう、イベントや広報を実施する。県立病院での臨床研修医受け入れを促進する。(保健医療部)
- 3. さいたま市美園地域への順天堂大学病院の進出にあたって、大学との基本合意に関す

る協定締結を急ぐ。県と大学との協議の状況について、さいたま市に十分な説明を行う。 新病院開設により、地域医療機関から医師の引き上げを行わないよう求める。(保健医療部)

- 4. 不足している小児科医・産科医などの医師確保を図るため、医学部の新設や定員増と、 小児科・産科の診療報酬の見直しを国に働きかける。(保健医療部)
- 5. 院内保育所、産休育休復帰後の研修機関の体制を充実し、労働条件の改善などを進めて女性医師や看護師の復職を支援する。(保健医療部)
- 6. 看護師不足解消のため、 看護師養成数を増やすとともに、 県内医療機関への定着促進をはかる観点から処遇改善策を講じる。(保健医療部)
- 7. 医師、看護師はじめ医療労働者の労働実態を県として把握する。 特に公的医療機関での実態調査をすみやかに実施する。(保健医療部)
- 8. 総合医局機構の充実をはかる。(保健医療部)
- 9. 過失の有無にかかわらず、医療事故被害者を救済する無過失補償制度を早期に創設するよう国に求める。(保健医療部)
- 10. 助産院を地域の周産期医療ネットワークに位置づけ、「院内助産所」の設置を進めるなど、助産師と産科医の連携をはかるよう国に求める。(保健医療部)

(4) 安心できる医療体制整備を

- 1. 小児・周産期母子医療について (保健医療部)
 - ①各二次救急医療圏の輪番制を整備し小児救急医療体制の充実を図るとともに、初期患者が二次救急医療機関に集中しないよう初期救急への県の支援を行う。
 - ②国に対し小児救急医療体制の整備に対する財政支援を強く求める。
 - ③ハイリスク出産の増加に対応できる総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのさらなる増設や医師確保、NICUの増床を図る。春日部市立医療センターが地域周産期母子医療センターとなれるよう支援する。西埼玉中央病院や熊谷総合病院の周産期医療復活のため支援する。
- 2. 救急医療体制整備について
 - ①救急指定病院を増やす。救急隊が搬送先の病院を迅速に選定できるように、症状に応じて適切な処置ができるよう「救急医療情報システム」の改善を図る。(危機管理防災部、保健医療部)
 - ②搬送困難受け入れ病院への支援を拡充し、病院数を増やす。(保健医療部)
 - ③救急医療に係る診療報酬を見直すとともに、 救急用病床を許可病床に加えないよう国 に医療法上の運用改善を求める。(保健医療部)
- 3. 県立小児医療センターについて (病院局)
 - ①県立小児医療センター跡地の「岩槻診療所」について入院・救急医療体制を備え、地

域の医療機関としての役割をはたすよう強化すること。

- ②跡地の重症心身障害児の在宅支援施設について、財政上も人員体制上も、県が責任をもつこと。将来的には継続治療以外の緊急性のある外来患者も受診対象にできるよう充実させる。
- ③県立小児医療センターの長時間の駐車場待ちを一刻も早く解消する。
- 4. 県立病院における勤務医の長時間過密労働の改善をはかる。 非常勤医師についても労働実態を把握し、改善をはかる。(病院局)
- 5. 丸山駅発のがんセンター行バスの増設と路線の延長をはかり、病院への通院等の改善を図る。(病院局)
- 6. 社会福祉法に基づく無料低額診療事業について周知および実施医療機関の拡大をはかる。実施医療機関に対して県として財政支援を実施するとともに、国に対しても補助を行うよう要請する。(保健医療部、病院局)
- 7. 秩父地域など過疎地で地域医療の中核を担う公立の医療機関に対する助成措置を講じる。とりわけ精神科医の確保に全力をあげる(保健医療部)

V. 県民の安全・安心、防災の埼玉の実現を

(1)豪雨災害の教訓を生かし、水害対策の強化を

- 1. 時間当たり 5 0 mm という想定降雨量では、近年のゲリラ豪雨に対処できない。見直しを行い、計画的に災害対策を進めていく。(危機管理防災部)
- 2. 県管理河川について、護岸や堤防などの総点検を実施し、補修強化等の必要な対策を 行う。国管理河川についても、堤防などの総点検を実施するよう国に要望する。(県土整 備部)
- 3. 災害情報伝達は、防災無線はもちろん、広報車、メール、SNS、個別訪問などあらゆる方法で迅速に住民に届く仕組みづくりを研究し、市町村を支援する。(危機管理防災部)
- 4. 浸水被害の危険性が高い地域では、避難所を早期に準備し、高齢者や障害者が予防的 に早めに避難できるよう対策を講じ、市町村を支援する。(危機管理防災部)
- 5. 各自治体や水防組織などと協力し、水害への危機意識を高め、早期の避難行動をとれるよう県民への啓発活動をいっそう強める。(危機管理防災部)
- 6. 台風やゲリラ豪雨などの水害から市民生活を守るため、都市部における調節池・調整 池や下水道(雨水管、ポンプ場、貯留施設、道路側溝など)の整備を抜本的に促進する ため、市町村を総合的に支援する。(県土整備部、都市、下水道局)
- 7. 県単の農作物災害緊急対策事業をさらに拡充する。(農林部)
- 8. 大雨時の山崩れなどによる流木対策を強化する。

(2)引き続き東日本大震災被災者への支援と放射能対策を

- 1. 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県の真の復興のため、引き続き3県からの支援要請に対しては誠意を持って全力でこたえる。(危機管理防災部)
- 2. 東北3県など被災地からの県内避難者への支援について 市町村と連携し、避難者の生活実態をきめ細かく把握し、個々の状況に応じた生活再建 支援策を実施する。(危機管理防災部)
- 3. 放射能汚染対策について
 - ①県実施の空間放射線量測定を来年度も継続する。(危機管理防災部)
 - ②市場流通している全ての農畜産物についての検査と情報公開が必要なことから、農林部はじめ担当部局の職員体制を抜本的に強化する。(農林部、保健医療部)
 - ③市町村学校給食の食材の産地公開と放射能調査を支援する。(教育局)
 - ④浄水場の発生土や下水処理汚泥焼却灰については、早期に適切な処理をするよう万全 を期す。浄水場や水循環センター内に保管する場合は、建屋で囲うことを基本に飛散・

流出防止に万全を期す。周辺自治体・住民への説明を十分に行う。(企業局、下水道局) ⑤原子力災害に備えた他県(茨城・静岡等)の広域避難計画への対応については、要請 内容、協議状況を県民へ公開すること。人道支援を基本としつつも、そもそも原発再稼 働は行うべきではないとの立場で国及び他県への対応をする。(危機管理防災部)

(3) 防災対策の強化、被災者の生活再建支援の拡充を

- 1. 震災の教訓を生かした地域防災計画の見直しについて(危機管理防災部)
 - ①地域防災計画は防災・減災を基軸とした内容にするとともに、見直し作業では地域住民、特に子ども、高齢者、障害者などの「災害弱者」や女性の声を取り入れるため、障害者団体や女性団体など関係団体と懇談を実施する。特に障害者については、障害種別にていねいに意見を聞き計画に取り入れる。
 - ②ハザードマップを土地利用の安全管理や災害危険地域の改善など減災対策に活用する。 ③県の地域防災計画見直しにもとづく市町村の地域防災計画とハザードマップの改定作業が速やかに進むよう技術的・財政的に支援する。その際、防災・減災を計画の基軸とすること及び「災害弱者」や女性の声を取り入れることについて特に留意する。
 - ④避難所に共同型仮設トイレを整備することについて検討する。
 - ⑤「避難支援に係る個別計画」の全市町村の策定を支援する。 県として市町村の福祉避難所運営マニュアルの状況をつかみ、実効性あるものにする。 及び、福祉避難所職員の研修や備蓄など行う。
- 2. 土地利用に防災・減災の観点を徹底するために、都市計画を見直す。(都市整備部)
- 3. 住宅密集市街地の防災対策を推進するため、市町村の防災街区整備方針の策定を強力に支援するとともに、地区の防災計画の策定を推進する。(都市整備部)
- 4. プレハブ仮設住宅よりも住み心地のよい木造仮設住宅の普及のため、防災イベント等で木造仮設を展示するなどPRにつとめる。木造仮設を建設できる企業や職人を増やすための施工実習などを実施する。(危機管理防災部、農林部、産業労働部)
- 5. 発災の際は、災害救助法施行令第1条4号(多数の者が生命または身体に危害を受け 又は受けるおそれが生じた場合)を迅速に適用する。災害救助法が適用されない場合も、 埼玉県・市町村生活再建支援金制度を拡充し、とくに、床上浸水=半壊への住宅応急修 理費用相当(57万6千円)を支給する。地下室の水没などで居住に深刻な被害を受け たマンションなどにも、住宅応急修理費用相当を支給する。(危機管理部)
- 6. 埼玉県・市町村被災者生活再建支援金制度について、大規模半壊・倒壊などの住宅に は、住宅再建に必要十分な額に増額する。地盤の崩落で居住が不可能な場合にも適用す る。国に被災者生活再建支援金の拡充を求める。(危機管理防災部)

(4) 安全・安心なまちづくりを

- 1. 建築物などの耐震化について
- ① 防災拠点の耐震化について、公共施設の耐震化を完了すること。ライフラインでは、特に浄水場の耐震化と水道管耐震化は、一刻もはやく耐震化を完了する。 すべての自治体庁舎の耐震化完了を急ぐとともに、BCP=事業継続計画を全市町村が早急に策定するよう支援する。
- ②倉庫や化学工場、 石油類貯蔵所などの総点検を実施し、改善の必要な事業所については 耐震強化や安全対策を強力に指導する。(危機管理防災部)
- ③民間建築物に対する県の耐震診断・耐震改修補助制度については、延べ面積が 500 平方 に以下の施設も対象にするよう規模要件を緩和する。(都市整備部)
- ④病院や保育所等の医療・福祉施設の耐震化について、予算を増額するなどして一刻も早く完了させる。(福祉部、保健医療部、都市整備部)
- ⑤住宅の耐震補強をより促進するため、市町村と協力して簡易補強工法による耐震補強工 事に対する県独自の助成制度をつくる。(都市整備部)
- 2. 一般国道や県道のマンホールの液状化対策を促進する。(都市整備部)
- 3. 市町村などの消防職員や装備が基準を満たすよう、市町村への財政支援を強化する。 県主導による消防本部の広域化方針を撤回する。(危機管理防災部)
- 4. 消防団や自主防災組織の人員確保と後継者養成など、組織の充実に県としても積極的 に支援する。(危機管理防災部)
- 5. 災害図上訓練(DIG)の普及に対する市町村への支援を強化する。(危機管理防災部)
- 6. 交番の増設をはかるとともに、警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官 を増員する。駅前交番の留守状態を改善する。(警察本部)
- 7. 公共下水道の整備を促進するとともに、合流式下水道の改善対策を促進する。(都市整備部、下水道局)
- 8. 土砂災害危険箇所の整備を急ぐこと。特に土砂災害警戒区域に近接する地域では市町村を支援して避難訓練を行う。土砂災害対策においては、緑化、間伐材利用、生態系の保護など環境への配慮を行う。(県土整備部)
- 9. 土砂災害警戒区域において、危険個所の認識を深め共有することや、避難場所の確保、 避難方法など、当該地域の住民にとって災害対策のイメージが具体的にわかるようにす る。また、そのための住民説明会を市町村と連携して実施する。(県土整備部)
- 10. 大規模災害に対応できるよう、当該地域の県土事務所の職員を増員する。(県土整備部)

(5) 交通安全の推進と交通環境の整備を

1. 国道並びに県道の交差点改良(右折レーン等の設置等)を計画的に進める。(県土整備

部)

- 2. 県道の歩道整備、バリアフリー化を促進するために予算を拡充する。特に通学路については、早急に対策を講じる。危険箇所には計画的に歩道を整備するとともに、暫定的にガードレールなどを整備する。(県土整備部)
- 3. 一般国道や県道などの老朽化した橋梁の点検・補修・耐震化について、予算を増額し、 計画を前倒しして進める。(県土整備部)
- 4. 県道の路面損傷の補修・維持管理費を増額する。(県土整備部)
- 5. 狭山環状有料道路も無料とする。皆野寄居有料道路料金の無料化・低料金化を検討する(県土整備部)
- 6. 国道 254 号バイパスの延伸工事を中止する。都市計画変更の手続きを進める。市民の 意見を反映させる。(県土整備部)
- 7. 市街地における自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を促進する。(県土整備部)
- 8. 三芳 P A スマート I C の車種拡大を中止し、大型車通行を許可しないよう国に求める。 (県土整備部)
- 9. 交通信号機の予算を大幅に増額し、増設と改良を積極的に推進する。お年寄りや障害者が安心して交差点を渡れるように、交差点のスクランブル化など歩車分離式信号機への改良を積極的に進める。老朽化した信号機や交通標識の総点検を実施し、更新を図る。エコ型信号機および停電時も使用可能な発電機つき信号機を増設する。
 - 横断歩道や停止線など、路面標示の白線が消えているところを点検し、ただちに補修すること。 (警察本部)
- 10. 鉄道やバスなど、公共交通網の整備を積極的に推進するとともに、第三セクターによる鉄道建設や鉄道事業者の経営に対する財政支援の強化を国に求める。(企画財政部)
- 11. 高崎線、埼京線、武蔵野線などJR、私鉄各線の混雑緩和を図る。企画財政部)
- 12. 鉄道駅のバリアフリー化の促進について(企画財政部)
 - ① J R、私鉄各線の駅舎・ホームのエレベーター・エスカレーターの未設置駅対策を急ぐ。
 - ②鉄道駅の安全確保のための人員配置を増やし、早朝の駅無人化を早急に解消する。ホームドア、可動式ホーム柵の設置を促進する。
 - ③階段の緩勾配化、24時間利用可能な自由通路の設置など駅の利便性向上を支援する。
- 13. JR武蔵野線などのホームに待合室(冷暖房完備)の設置を促進する。(企画財政部)
- 14. JR新秋津駅と西武秋津駅など、乗り換えが不便な駅について利用者の利便性を高める対策を講じる。(企画財政部)
- 15. 埼玉新都市交通 (ニューシャトル) について、運賃引き下げ、割引乗車券の拡大、朝夕の通勤通学時間帯の増便、駅トイレ・エレベーターの設置など利用者の利便向上をはかる。(企画財政部)

VI. 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉 を

(1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を

- 1. 中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興のための予算を増額する。埼玉県中小企業振興基本条例の具体化のための検討会議を設け、実態に即した提言を行う。(産業労働部)
- 2. アンケートや直接の聞き取りによる小規模事業者までの悉皆調査を行い、県内事業者の実情を把握する。「事業承継」など、個別のテーマを設けて実施する。(産業労働部)
- 3. 県制度融資並びに中小企業金融について (産業労働部)
 - ①貸付条件変更等の相談や申込に対して、利用者本位の立場できめ細やかに対応するよう金融機関や信用保証協会に対する指導・監督を国に求める。
 - ②部分保証など中小企業信用保証制度の改悪を元に戻すよう国に求める。また、貸し渋りなど中小企業の資金調達が阻害されることがないよう万全の措置を講ずる。
- ③個人事業主・経営者向けの民間金融機関のカードローン利用実態を調査・分析し、県 制度融資の改善・拡充に反映させる。
- 4. 中小企業への官公需発注の拡大について
 - ①県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底する。また、下請工 事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底する。(県土整備部)
 - ②県発注公共工事の中小企業への発注率を高めるため、分離・分割発注を進めるとともに、県の発注標準を遵守する。「施工体制台帳」の整備徹底を図るとともに、元請に重層下請を含め下請金額の報告を明確に義務づけ、よりチェック体制の強化を図る。(総務部、県土整備部)
 - ③全事業者が法定福利費を確保できるよう、公共工事契約における標準見積書の活用を 元下請企業含めて徹底する。平成29年10月1日改正の埼玉県建設工事標準請負契約 約款第3条2を周知徹底する。(総務部)
- 5. 多子世帯向けに限らず、秋田県や県内自治体が行っている全世帯対象の住宅リフォーム助成制度を県として実施する。(産業労働部・都市整備部)
- 6. 入札制度の改善について
 - ①経験のある職員が減らされ、部内で積算等ができる人材が不足している。予定価格を 設定する際は、専門家を採用・養成することも含めて、正確な設計・積算に努める。 (総 務部、県土整備部)
 - ②総合評価型入札については、地元労働者の雇用率や労務費水準などの評価項目を加え、

地元中小業者が優先して仕事を確保できる制度に改善を図る。(県土整備部)

- 7. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう、県独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約法」の制定を国に求める。県も「公契約条例」の制定を視野に、検討のための協議会を設置する。(総務部、産業労働部、会計管理者)
- 8. 重層下請構造となっている建設産業における末端下請および労働者の低賃金解消へ、 行政や労使代表などで構成する検証のための協議会を継続的に開催する。(県土整備部)
- 9. 土木工事に限定した重層下請け構造改善の取り組みを建設工事へ拡大するとともに、実施結果を検証し、取り組みの改善・拡充を図る。
- 10. 市町村の実施する小規模工事業者登録制度に対し、小規模工事発注をさらに推進する。 (総務部、教育局、警察本部)
- 11. 県として建設労働者の賃金実態調査に踏み出すこと。設計労務単価の引き上げを、末端の建設労働者にまで反映させる。将来の建設産業を担う若手の人材を育成する観点から、認定職業訓練運営費補助金の満額(1/3)を支給する。建設労働者の「担い手」確保の必要条件と言える「完全週休2日制」を埼玉県としても試行する。スタートした埼玉県ハッピーサタデーを市町村にも波及させる。定期開催として定着を図り、民間工事への普及に努める。(県土整備部)
- 12. じん肺防止のために粉じん作業時間を8時間で積算することとしたトンネル工事に係る工事費積算基準の改正趣旨を受注者に指導徹底する。また、発注に際しては、工事仕様書の特記事項に一日8時間労働と明記させるなど現場での労働時間の厳守を図る。
- 13. 建設業退職金共済の、制度理念に基づいた適切な運用と制度普及の具体策を立てる。(県土整備部)
- 14. 産業団地等への企業誘致にあたっては、県民の優先雇用と正規雇用創出を働きかける とともに雇用実績について検証し、その結果を公表する。(産業労働部、企業局)
- 15. 産業団地の造成にあたっては、農振農用地の開発を極力抑制し、優良農地の保全につとめる。(都市整備部、企業局)
- 16. 先端産業プロジェクトの推進にあたっては、特定企業の支援ではなく、全県の中小事業者を視野に入れた産業振興策とする。費用対効果の検証を行い、結果を県民に公表する。
- 17. SKIPシティ用地全体の総合的な利活用を検討する「SKIPシティ利活用検討協議会」に、市議会、周辺住民代表、公募市民、有識者等を加え、幅広い協議を保証する。 (産業労働部)
- 18. 県内の貸金業者にたいし、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをしないよう適正な業務運営を指導する。また、ヤミ金融業者に対する取締りの徹底、ヤミ金融被害者相談への対応を図る。(県民生活部、産業労働部、警察本部)
- 19. 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分(自家労働)を経費として

認めるとともに、事業用資産については、一定期間の事業継承を条件に相続税の減免を 認めるよう国に求める。(産業労働部)

- 20. 大型店立地規制と商店街の振興対策について
 - ①大型店や大規模集客施設を、広域的に調整できる県独自の条例やガイドラインを制定する。(産業労働部、都市整備部)
 - ②大規模集客施設の誘致を中核とした土地区画整理事業について、地域商業に及ぼす影響などを考慮し、見直しを図る。(都市整備部)
 - ③商店街の活性化をはかるため、空き店舗対策や黒おび商店街補助事業を拡充するとと もに、公営住宅や福祉施設などの公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進 する。(産業労働部、都市整備部)
 - ④商店街の活性化をはかるため、地元農産物の直売所の開設や朝市など農商工連携の取り組みへの支援を強化する。(産業労働部)
 - ⑤商店の店舗改装や備品購入などに対する商店街リフォーム助成制度を創設する。同様 の補助を実施する市町村に対する財政支援を導入する。(産業労働部)
- 21. 2019年10月からの消費税10%増税を中止するよう国に強く働きかける。中小企業の消費税の延納措置を認めるとともに、課税免税点を引き上げるよう国に求める。 外形標準課税を中小企業まで拡大しないよう国に求める。(産業労働部)

(2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を

- 1. 就業率を高めるため、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」(埼玉版ハローワーク)の充実と周知をはかる。職業紹介事業は国が行うべき事業であり、安易に民間委託を行わないよう国に求める。(産業労働部)
- 2. 就業率の向上のため、ブランチ等事業を拡充し、ヤングキャリアセンター、女性キャリアセンターを県内に複数開設する。また、県内の各ハローワークにおいては、マザーズコーナーを設置するよう国に求める。(産業労働部)
- 3. ブラック企業に就職した場合の対処法について、若者向け労働ガイドブックの内容をよりわかりやすく改善する。埼玉労働局や埼玉弁護士会などとも協力して、労働法や働き方のルール、ワークルール講座を全県立高校で開催する。国におけるワークルール教育推進法案の一刻も早い制定を要望するとともに、県としても、同様の趣旨の条例制定の検討を求める。
- 4. 県実施の労働相談の充実をはかる。若者向け相談窓口として若者労働ほっとラインを 拡充し、LINE などツイッター以外のSNSでの発信も強化する。若者労働連携会議の発 展、拡充を。解雇規制や労災申請など、雇用主への啓発を重視し、「ブラックバイト」・「ブ ラック企業」を根絶する。(産業労働部)
- 5. 県や市町村など、地方公共団体におけるパート、臨時、嘱託、派遣などの雇用形態に

よる差別的な賃金を改善する。均等待遇の原則に基づく賃金・一時金・諸手当・退職金 の支給、経験年数などを考慮した昇給制度を実施する。県の非正規職員の正規化をはか るとともに、市町村の実態把握と適切な指導を実施する。(企画財政部、総務部)

- 6. 県立高等技術専門校については、訓練指導員の増員や施設の整備、訓練科目の拡充、 夜間コースの拡大など機能の充実を図る。(産業労働部)
- 7. 若手技術者育成をはかるため、認定職業訓練助成事業費をさらに拡充する。(産業労働部)
- 8. 障害者の雇用を促進するため、全ての市町村に障害者就労支援センターを設置できるよう予算の拡充に努める。(産業労働部)
- 9. 県民間企業の障害者雇用率を引き上げるために働きかけを強化すること。特に定着率 の高い特例子会社を誘致する。(産業労働部)
- 10. 障害者の法定雇用率を早期に達成できるよう計画的な取り組みをおこなう。 県教育局 についても、引き続き特別の対策を講じる。 (産業労働部、教育局)
- 11. 地域の高齢者のエネルギーを引き出すシルバー人材センターをおおいに発展させること。民業を圧迫しない、危険な業務には従事させないということを前提として、請負業務においては、厳密に「臨時・短期・軽易」な業務に限定する。今後、「臨時・短期・軽易」という請負の範囲を超える業務を提供する場合は、労働者としての権利の保障された派遣や紹介業務とする。

(3) TPP参加に断固反対し、埼玉農林業の振興を

- 1. 日本農業に壊滅的打撃となるばかりでなく、 医療や労働など生活のあらゆる分野に深刻な影響をおよぼすTPP (環太平洋連携協定)は 締結しないよう国に求める。 (農林部)
- 2. 米価安定対策、特に価格保障・所得補償を抜本的に強化するよう国に求める。(農林部) ①余剰米の買い取りをはじめ、米の需給調整にただちに乗り出す。
 - ②今年度の直接支払い交付金の半減措置を撤回し、生産者の経営安定対策をとる。
 - ③ミニマムアクセス米の義務的輸入を中止する。
- 3. 県産ブランド米について(農林部)

県産米の普及促進に全力をあげること。高温に強い県産ブランド米の品種改良などの研究体制を強化する。高温障害が発生した場合にはすみやかに被害実態を調査し、農家の個別相談に親身に応じるとともに販売促進に全力をあげる。

- 4. 農林振興センターや農林総合研究センターの職員体制、特に専門職員や農業普及員の削減をやめ、増員をはかる。(農林部)
- 5. 県有農業関連施設の耐震化および老朽施設の改善をはかる。(農林部)
- 6. 農業集落排水事業に係る交付金の補助対象枠を拡大し、同事業の促進を図る。(農林部)

- 7. ホールクロップサイレージ(稲発酵飼料)の拡大に努める。(農林部)
- 8. 埼玉農業エコひいき推進事業費を増額し、有機農業や低農薬など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安全な農産物の生産を広げる。(農林部)
- 9. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食や、県内食品産業の加工品等への県産農産物の使用促進のための PR を強め、直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的かつ積極的な地産地消対策を講じる。(農林部)
- 10. 増え続ける鳥獣被害を防止するため、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を実施するとともに、鳥獣を適正な密度に減らす地域や市町村、猟友会の取り組みを支援する。また、国に対し鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用など農家や自治体の取り組みへの支援を強めるよう求める。(農林部、環境部)
- 11. 県産木材の利用を促進するために
- ①CLTの開発・普及など県有施設の木質化をいっそう促進する。本庁舎低層階の腰壁など本庁舎の木質化を推進する。木材の耐火部材利用や木造による耐火構造物など最新の技術を取り入れるなど、県産木材の多様な利用促進をはかる。(総務部・農林部・都市整備部)
 - ②住宅建設における県産木材の利用促進のため助成制度を充実させる。また、木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村地域での新たな事業を促進する。ペレットストーブやボイラーの開発、普及を促進する。(農林部、都市整備部・環境部)
- 12. ソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電を本県の農業再生の施策の一つとして位置付けて、その普及・研究に努める。各地の農林振興センターなどにモデル施設を作る。(農林部、環境部)
- 13. 荒廃する森林地域の環境維持のために林業予算を大幅に増額する。林業後継者育成の ための取り組みを強化する。埼玉県森林整備担い手基金積立金の適正運用を指導する。 (農林部)
- 14. 山林の生態系に配慮し広葉樹の植林など推進する。針葉樹林の利用促進の観点から山 林の総点検と対策を図る。(農林部)
- 15. 都市農業の振興をはかる。
 - ①生産緑地の指定条件を 500 平方メートルから 300 平方メートルに緩和し、追加指定を促進できるよう国に求める。(環境部)
 - ②農業生産を行っている市街化区域内農地の相続税評価額は時価評価ではなく、農業投資価格の評価に改めるよう国に求める。(都市整備部、農林部)
 - ③体験農園を都市農業における大事な施策として位置づけ、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるよう県として予算を増額し、支援を強める。(農林部)

- ④農業協同組合が農業生産の技術指導や直売所の設置、生産・出荷の計画的実施など、 生産と流通、加工など地域農業の振興に積極的な役割をはたせるよう支援・協力を強め る。(農林部)
- ⑤農業用施設用地、屋敷林等を、都市計画等において、農業振興を図り緑地を保全すべき土地として明確に位置付ける「緑農地制度」を創設し、農地課税のあり方をふくめ規制と振興策の両面からその保全を図るよう国に申し入れる。(農林部・環境部)
- 16. 農業後継者の育成確保のため、後継者に対する無利子・長期の経営資金の提供、経営と生産技術の習得機会の提供、青年男女の交流機会の拡大などに県と市町村、農業協同組合が一体となって取り組む。非農家や他産業からの農業への新規参入者の定着に力をいれ、対象年齢拡大とともに、一定期間の生活支援や資金、技術、農地の面での総合的な拡充を引き続き行う。(農林部)

17. 食の安全を守るために

- ①不良な食品や農産物等から食の安全を守るため検査・監視体制強化、情報共有化や危機管理体制を確立する。保健所の食品衛生の監視・検査部門を抜本的に強化する。(保健 医療部・農林部)
- ②BSE(牛海綿状脳症)の全頭検査を再開するよう国に求めるとともに、県独自でも 全頭検査を復活する。(保健医療部)

(4) 緑豊かで公害のない埼玉県を

- 1. 産業廃棄物処理の事業者責任を明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を引き続き強化する。(環境部)
- 2. 産業廃棄物不法投棄の原状回復をはかるため、廃棄物処理業者に対する強制加入保険制度や供託金制度の導入を国に働きかける。(環境部)
- 3. 違法な土砂の堆積について(環境部)
 - ①届出を要する堆積については、周辺住民に対する事前の事業内容説明会の実施を義務づけるよう、 関係条例を改正する。 改正するまでの間も、周辺住民への説明を確実に行い、同意を得る努力をするよう事業者を強く指導する。 届出が不要な規模の堆積についても、事前の説明会を実施するよう指導する。
 - ②届出に反する土砂堆積を防ぐため、引き続きパトロールを強化する。
- 4. 生ゴミのたい肥化事業を実施している市町村に対する財政支援を図り、一般廃棄物の 減量化を推進する。(環境部)
- 5. ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける 現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任制度」に立って抜本的に見直すよう国に 求める。(環境部)
- 6. 不正軽油の生成から大量に発生する硫酸ピッチや、地下水から法定基準値を超えて検

出されるヒ素やセレンなどの有害物質による環境汚染を防止するとともに、事業者への 立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な指導と監督をおこなう。また、不法投棄のル ートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させる。(環境部)

- 7. 自動車排ガス対策を強化するため、次世代自動車など低公害車の普及を図るためにグリーン税制の一層の拡充を国に求める。(環境部)
- 8. 大気汚染の原因となる微小粒子状物質 PM 2. 5 の測定体制を強化し、一刻も早く環境基準を達成できるよう国に対策を求める。(環境部)
- 9. 二酸化炭素 (CO2) 削減に取り組む中小企業に対して、資金面や技術開発面で支援措置を講ずるよう国に求める。(環境部)
- 10. アスベストによる大気汚染防止対策について、大気中の環境基準を定めるよう国に引き続き求める。(環境部)
- 11. 温室効果ガス大口排出事業者に対しては削減計画の提出にとどまらず、県との協定を締結し、計画の達成を義務づける。(環境部)
- 12. 比企丘陵、狭山丘陵、三富新田、見沼田んぼ、平林寺周辺など都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林について、積極的な保全対策を講ずる。相続税の納税猶予制度の創設など緑地保全にかかる税制上の優遇措置の拡大を国に求める。この地内の農業振興に特別の支援を行う。(環境部、企画財政部、農林部)
- 13. 「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵の保全をはかるため、公有地化を進めること、また、希少種が生息するなど貴重な地域については特別地域指定を推進する。(環境部)
- 14. 川越、所沢、狭山、三芳の3市1町にまたがる通称「くぬぎ山」周辺の自然再生を図るため土地緑地法特別保全地区の公有地化を推進する。(環境部)
- 15. 水質汚濁が著しい河川、 池・沼の総合的な浄化対策を関係自治体とともに推進する。 (環境部)
- 16. 貴重な緑地空間として、住民にとって憩いの場ともなっている調節池・調整池の多様な利用・調整を推進するために、関係自治体や利用者などによる協議会などの設置に県がリーダーシップをとる。(環境部)
- 17. 家電リサイクル法の対象品目を拡大するとともに、回収からリサイクルに至るまで家 電メーカーが責任を負うよう法改正を求める。また、容器包装リサイクル法についても、 飲料等のメーカーにリターナブル容器の使用と空き容器のデポジット制度による回収を 義務づけるよう法改正を国に求める。(環境部)

(5) 自然エネルギーの推進で県内産業の振興を

1. 原子力発電からの早期撤退を国に要望する。自然エネルギーの開発促進のため、発送電分離や自然エネルギーの買い取り制限をやめさせるよう、国に要望する。(環境部)

- 2. 自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興をめざす「自然エネルギー推進基本条例」(仮称)制定に向けて検討を進める。(環境部)
- 3. 自然エネルギーの開発普及促進計画を、環境基本計画から独立させる。県民の自然エネルギー活用に関する相談にワンストップで対応できるよう、部局横断組織を確立し体制を強化する。(環境部)
- 4. 県の施設を活用したメガソーラー事業者選定においては、地元地域への貢献・利益還元を重視する。(環境部)
- 5. 太陽光発電への設置助成を復活させるとともに、多様な自然エネルギーを開発普及促進するために、他のエネルギー開発促進も支援する。埼玉エコタウンプロジェクトについては、検証結果にもとづきより効果的な施策となるよう見直す。(環境部)
- 6. 太陽光発電施設設置のための農地転用は、景観保護・自然保護の観点から慎重に行う。 広大な山林伐採など自然破壊や景観破壊を伴うメガソーラー開発に関する規制を検討する。(環境部)
- 7. 自然エネルギーの開発にチャレンジする県民や団体にインキュベーション施設など県 有施設を提供するとともに、研究・開発への支援を強化する。(産業労働部)
- 8. 市民共同発電事業への助成については、予算を大幅に増額し、1事業上限 100 万円に戻す。 自然エネルギー開発促進のための融資制度や市民ファンド創設を支援する。(環境部)
- 9. 下水処理施設において下水汚泥固形燃料化・消化ガス発電の研究をすすめる。(下水道局)
- 10. エネルギーの大量消費から脱却するために、ヒートアイランド現象対策や緑化対策を強化する。(環境部)
- 11. 省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップ、深夜労働や生産施設の24時間稼動などに対する指導と規制を強める。(環境部)

VII. 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を

(1) みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を

- 1. 国の責任で「30 人学級」に踏み出すよう国に求める。2002 年度から実施している学級編制の弾力化方針を、学年進行で全ての学年に拡大する。(教育局)
- 2. 教科書採択にあたっては、昭和41年のユネスコ勧告に基づき、教師など学校現場の 声を尊重する。(教育局)
- 3.「教育に関する3つの達成目標」については、数値目標を学校に機械的に押し付けることなく、学校や家庭の自主的な取組を尊重する。(教育局)
- 4. 県教育委員会の実施する学力状況調査を中止するとともに、全国いっせい学力テストの中止を国に求める。(教育局)
- 5. 県内の公立小・中学校が学校教育の一環として実施している体験学習においては、自 衛隊を対象にしないよう市町村教育委員会に助言する。(教育局)
- 6. 全ての小・中学校に特別支援学級を設置できるよう市町村に対する支援策を講じる。 (教育局)
- 7. 発達障害児の通級指導教室を増設する。当面全市町村に複数の教室を設置できるよう 早急に対策を講じる。特に中学校に通級指導級を設置する。そのために発達障害児のた めの支援担当教員の加配など体制を保障する
- 8. 長期欠席の障害児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。(教育局)
- 9. さわやか相談員の身分を保障するためにも、全額県費負担制度を復活する。相談員研修を充実させる。スクールソーシャルワーカーの体制を拡充する。(教育局)
- 10. 不登校の児童・生徒のための適応指導教室の名称を「教育支援センター」などに変更 し、現籍校への復帰を前提とせずに支援する。全市町村への設置をめざす。不登校者を 支援するフリースクールなどNPOに対する財政支援を行う。(教育局)
- 11. 県として、夜間中学への入学を希望する人(外国人を含む)の実態把握を行うと同時に、川口市を支援し、開設を急ぐこと。生徒の個別の状況に対応できるよう市町村の調整につとめる。(教育局)

(2) 魅力ある県立学校づくりのために

- 1. 地域に根ざした魅力ある県立高校づくりを、地域や関係市町と一体で推進する。県立 高校の統廃合は行わない。廃止した昼夜併設型の夜間定時制高校についても、希望者の 多い地域については再設置や新設を検討する。(教育局)
- 2. 高校授業料無償化制度の所得制限を撤廃するよう国に求める。また、私学を含め高校 教育全体の無償化を実現することを国に求める。(教育局 総務部)
- 3. 県立高校の団体費や冷房費等の保護者負担の軽減対策を講じる。(教育局)
- 4. 県立学校に配分される学校管理費などの予算を増額する。(教育局)
- 5. 県立学校の事務職員を削減しない。これまでに削減した学校については元に戻す。(教育局)
- 6. 奨学のための給付金の受給要件の拡大と、高校版就学援助制度の創設を国に働きかける。(教育局)
- 7. 就学援助制度について、市町村および市町村教育委員会と連携して啓発を進める。生活保護基準の切り下げによって就学援助の対象外とされた世帯も、引き続き制度を利用できるよう市町村教育委員会に働きかけるとともに、県として財政支援を実施する。(教育局)
- 8. 騒音や大気汚染、ゴミの山による悪臭など環境の劣悪な学校については、防音対策や 空調設備の整備やゴミ山の撤去など、児童・生徒が学習に集中できる環境を早急に整備 する。(教育局)
- 9. 特別支援学校の過密や教室不足を解消するため、年次計画を立て、引き続き学校を新設する。川口特別支援学校をはじめ、特に教室不足が深刻な県南部地域については、肢体不自由児と知的障害児の学校を新設し、早期に教室不足の解消をはかる。 特別支援学校の高層化は行わない。(教育局)
- 10. 特別支援学校の良好な教育環境を確保するため、特別支援学校の学校設置基準を早急 に策定するよう国に要望する。(教育局)
- 11. 県立盲学校、ろう学校をはじめ、特別支援学校の送迎バスを増車し、通学時間を短縮する。バス運行の民間委託をやめ、直営に戻す。(教育局)
- 12. 県としてはじめて小中学部のみの特別支援学校となった、所沢・狭山特別支援学校について教職員の加配を継続・拡大する。(教育局)

(3)教育環境を整備し、一人一人にゆきとどいた教育を実

現するために

- 1. 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な育成を支援する青少年相談員制度の充実と財政 支援を図る。(県民生活部)
- 2. 学校における子どもの安全を確保するために、「学校安全条例」(仮称)を定め、不審

者対応を含めた安全対策のための専門職員の配置や、施設改善を市町村と一体で取り組む。(教育局)

- 3. 県立高校普通教室へのエアコンの設置を計画的に推進する。また、小・中学校の普通 教室へのエアコン設置を促進するため、維持管理費補助など、県独自の財政支援策を講 じる。(教育局)
- 4. 学校のバリアフリー化および和式トイレの洋式への改修、障害者対応トイレの設置・ 拡充など施設改善を進める。県立学校で早急に実施するとともに、市町村を財政的に支援する。(教育局)
- 5. 学校施設や社会教育施設における石綿 (アスベスト) の使用実態調査の再チェックを 行い、施設の劣化・損傷の状況を監視し、除去に必要な財政の確保、「石綿障害予防規則」 等に基づいて適切な維持管理を行う。(教育局)
- 6. 埼玉県としての学生向けの給付型奨学金を創設すること。高校生向け奨学金にも給付制を導入する。

(4) 子どもたちの教育のために、豊かな人員体制整備を

- 1. 義務教育費国庫負担制度の廃止に反対する。(教育局)
- 2. 賃金や研修、人事などの処遇にリンクする、一般教職員に対する人事評価制度はやめる。教育活動に対する教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進める。(教育局)
- 3. 小中学校は教育現場にタイムカードを導入し、教職員の労働時間を把握し、長時間労働の解消に努める。市と協力し合い教師のうつ病や、過剰ストレス等の実態把握に努め、 長時間・過密勤務の改善に向け、具体的対策を進める。また、日常相談体制の構築や、休 業中の教師への現場復帰計画を個別に立てるなど、改善に向けて条件整備を図る。(教育局)
- 4. 臨時的任用教職員、再任用教員について(教育局)
 - ①正規採用枠を大幅に拡大して定数内臨時的任用教職員を計画的に縮小する。
 - ②長期臨任教員の経験を適切に評価し、優先的に採用する。
 - ③臨任教員の同一校継続任用を原則とする。
 - ④市町村費で採用した学校教職員の勤務条件等について実態調査を行い、賃金や労働条件の改善について助言・指導する。
 - ⑤再任用教員の配置は定数外とする。
 - ⑥教員の産休や病休に伴う代替教員の早期対応で児童生徒や学校への負担をなくす。
- 5. 教員採用試験について(教育局)
 - ①臨時的任用教員特別選考、障害者特別選考枠を引き続き拡大する。
 - ②教員採用試験に係る選考基準、システム、選考方法を原則としてすべて公開する。
 - ③教員採用試験の受験者本人に対しては二次試験を含めて全ての試験結果が詳細に分か

るよう公開するとともに、採用試験の答案や採点結果等は少なくとも3年間は保管し、 本人の開示にも応じる。

④正規採用について年齢制限を撤廃する。

(5) 私立学校の振興のために

- 1. 私立高校運営費補助を大幅に引き上げる。私立学校父母負担軽減事業補助については、 県外高校や特別支援学校に通学する世帯についても県内高校への通学者同様の補助金を 支給する。奨学金返還免除規定の失業や病気・障害などについて周知をはかる。経済的 理由で退学等教育を受ける機会を中断しないよう相談支援体制を強化する。(総務部、教 育局)
- 2. すべての外国人学校に対して、十分な補助金の支給を実施する。(総務部)
- 3. 私立幼稚園の全世帯に対する負担軽減のための補助を復活させる。(総務部)

(6)文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポー

ツの推進を

- 1. 高齢者の豊かな文化生活を保障するため、県営施設利用料の高齢者減免制度を復活する。(教育局、県民生活部、福祉部)
- 2. 地元の意向を無視した県立図書館の統廃合計画を中止するとともに、図書館の予算を大幅に増額し、県立図書館を拡充する。(教育局)
- 3. 県立美術館・博物館・芸術劇場について(教育局)
 - ①文化芸術を創造し享受することはすべての県民の権利である。公立文化施設の使命として、生活困窮者や障害者の利用には十分配慮し支援する。
 - ②内容の充実をはかるため、関係予算を大幅に拡充する。学芸員の研究活動についても 予算措置を実施し、学術研究の充実をはかる。公立美術館間でのネットワークの拡充を 図ること。学芸員の増員を図る。
 - ③文化活動の拠点として文化遺産の保全・公開・展示の活動を充実させる。同時に、子どもの教育や生涯学習の拠点施設としての機能を十分果たせるよう、学芸員などスタッフの充実に努める。
 - ④高校生・大学生および 18 歳未満の利用者を拡大するため、積極的なPRと魅力ある展示に努め、無料で観覧できるコーナーを設ける、無料観覧日を拡充するなどの対策を講じる。
 - ⑤本県に所在する前川國男氏作をはじめとする近現代建築作品についての再評価を行う。
 - ⑥埼玉のモダン建築の楽しみ方ガイド「埼玉モダンたてもの散歩」を再発行すること

- 4. 文化振興基金助成事業の充実。各団体への助成回数を通算2回と限定せず、助成回数を増やし、より多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供すること。民俗芸術公開事業の再開と新たな文化財の掘り起し、文化財の保存・活用に必要な人的配置と財政支援を行うこと。ヘリテージマネージャーの養成への支援を強める。(県民生活部)
- 5. 国民体育大会や県民体育大会などの大型イベント中心のスポーツ施策ではなく、青年やスポーツ愛好者の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援を強める。また、次代のスポーツ選手育成のためにも、ジュニア世代に対する県有施設の減免制度を創設する。オリンピック・パラリンピックも、このような立場から推進する。施設などは極力簡素なものとすること。(県民生活部・教育局・都市整備部・企業局)

VII. 憲法と地方自治を守り、県民のための県政 実現を

(1) 地方自治の花開く埼玉を

- 1. 自治体の「広域化」を強制的にすすめ、住民と向き合う地方自治体の本来の役割をゆがめる道州制の推進に反対する。(企画財政部)
- 2. 県から市町村への権限移譲にあたっては、すでに実施した事務についての検証を行う。 権限移譲の事務の実態に十分見合う分権推進交付金を手当てする。また、市町村にとっ て過度の負担となるような事務は移譲しない。補助金の整理合理化にあたっては市町村 の財政に与える影響を十分考慮し、市町村との事前の協議を行う。(企画財政部)
- 3. 直轄事業費負担金制度の廃止を国に求めるとともに、県施行事業に要する経費の関係 市町村の負担金を廃止する。(県土整備部)

(2) 女性の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現を

- 1. 県審議会委員等への女性の参画、県職員、教職員、警察職員等の管理職への登用を積極的に図るとともに、市町村での取り組みを支援する。(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)
- 2. 急増するDV (ドメスティック・バイオレンス) 対策について (県民生活部)
 - ①DV相談に対応するため、県婦人相談センターのいっそうの充実を図る。また、市町村においても相談センターの設置を促進する。
 - ②DV被害者及び、その同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとともに、民間シェルターに対する支援を強める。また、加害者更生の取り組みを強化する
- 3. 県男女共同参画センターの拡充を図る。相談員の常勤化や設備の充実など機能を強化する。県内女性団体の連携強化を図るため、意見交換の場を設けるなど県としての積極的に役割を果たす。(県民生活部)

(3) LGBT(性的マイノリティ)の権利を守り、差別を なくす

1、LGBT(性的マイノリティ)への差別や偏見のない職場環境をつくるため、総務・

人事担当者はもとより、組織のトップに対する研修を促進すること。自治体関係者、企業の人事担当者への研修会などを拡充する。

2. LGBTの人権を尊重し差別をなくすために、分かりやすい独自のパンフレット・県 民向けのポスターによる啓発を積極的に実施する。当事者と定期的に懇談する。

「LGBT成人式@埼玉」など後援・支援する。

(4)過酷な取り立てをやめ、納税者の権利を尊重した徴税

を

- 1. 滞納者の生活の実態や戸別の事情を十分把握した上で、きめ細やかな納税相談に丁寧に応じる。納税相談の際には、滞納者本人が同席を希望する第三者の立ち会いを認め、市町村にも立ち会いを認めるよう周知をはかる。(総務部)
- 2. 滞納処分にあたっては、機械的な財産調査や差押えを行わない。居住生活や生産活動のための土地建物や生活必需品や用具、生業用の自動車や生産用品、生活存続・事業継続用の預金及び給料は、基本的人権や生存権を保障するものであり、差し押さえはしない方針を明確にする。督促状などの送付にあたっては、赤色など視覚的にめだつ封筒等を使うことは人権侵害につながるため、行わないよう市町村を指導する。(総務部)
- 3. 取り立てに偏重した徴税業務に陥ることがないよう、個人住民税市町村表彰は取り止める。(総務部)
- 4. 納税者からの相談があった場合には、滋賀県野洲市のように税滞納は生活困窮のサインと受け止め、関係部署とも連携して事業再生や生活再建を支援する。必要な場合には地方税法第15条第1項第4号及び第5号を適用して地方税の徴収や差し押さえや換価を猶予する。(総務部)
- 5. マイナンバーを記載した住民税通知書の発送について(企画財政部・総務部)
 - ①情報漏えいが県内で発生していないかただちに調査し、公表する。
 - ②次年度以降、住民税通知書へのマイナンバー記載は行わないよう各市町村に徹底する とともに、国に事務連絡の撤回を求める。

(5) 不要不急の事業の見直しを

- 1. 八ッ場ダム建設中止と水源対策について、治水にも利水にも役に立たないダム建設の ための負担金増額はこれ以上一切認めない。(企画財政部)
- 2. 霞ヶ浦、思川事業は中止すべきと国に求める。(企画財政部)

(6) 県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に

- 1. マイナンバー制度導入にあたり、個人情報の流出・悪用について県民が不安を強めている。厳格な運用につとめ、事故防止に全力をあげる。(企画財政部)
- 2. 行政需要の増大や雇用確保に逆行する県職員の定数削減計画を中止し、県民サービスの向上と県職員、教職員の労働条件を改善するため、定数条例を改正し大幅な人員増をおこなう。全庁的に技術職員の養成と増員を図る。(企画財政部、教育局、企業局、病院局、下水道局)
- 3. 職員の長時間勤務を改善するとともに、メンタルヘルス対策を抜本的に強化する。(総務部)
- 4. 政策立案や法令にもとづく県固有の業務については、民間委託を行わず、公務・公共 サービスを守り充実する。(企画財政部)
- 5. 県出資法人の整理合理化や事業の見直しにあたっては、プロパー職員の雇用確保に責任を負い、失業者をつくらない。(企画財政部)
- 6. 県有地の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、公営住宅や 福祉施設の建設用地など公共利用を優先する。当該自治体の希望を尊重する。(総務部)
- 7. メーデーなどの県民行事において、県庁正門前スペースなどの利用を認める。(総務部)
- 8. 消費者行政の拡充について(県民生活部)
 - ①消費者行政推進費や消費生活相談等運営費など、消費者保護のための予算を大幅に増額し、相談員の増員や消費生活支援センターの機能の充実を図る。消費生活センターの電話番号「188=いやや」を地域包括支援センターはじめ高齢者施設などで積極的に広報啓発する。
 - ②消費者行政活性化基金の期間延長を国に働きかける。
 - ③消費者の安心・安全の確保を図るため、不当表示等に対する監視・指導態勢を強化する。
 - ④市町村へ消費者安全確保地域協議会の設置を働きかけるとともに、各自治体を支援する。
 - ⑤県・市町村の消費者行政職員研修を充実し、専門性を備えた職員を育成し、長期的視点にたった体制整備を進める。県の消費生活相談員の処遇を改善し、常勤化する。

以上

[地域の個別要求]

【川口市】

- 1. 芝川 (旧芝川)・堅川・緑川・綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進をはかる。
- 2. 川口市が管理する江川・前野宿川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県として 更に河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組む。
- 3. 住民の意向を生かした生活道路の整備をはかる。
- ①市道仁志町領家町線の西川口・並木地区の信号設置など安全対策を進める。
- ②県道大間木蕨線・芝 4 丁目付近の水害対策を進めるとともに、県道大間木蕨線の歩道のバリアフリー化の完了を急ぐ。
- ③県道越谷・川口線の赤山周辺地域(SR新井宿駅~首都高速川口線下赤山交差点まで)の歩道拡幅を進める。
- ④県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努める。
- ⑤蕨陸橋下・芝新町に設置してあるトンネル型の通路は、人と自転車が安心して通り抜けできるよう、安全対策を早急に行う。
- ⑥県道さいたま鳩ヶ谷線 石神1194以降戸塚地域方面にかけて近隣小中学校への通 学路であるが故、歩道の確保など道路整備を進め安全対策を行う。
- 4. 川口市は中小企業集積地であるが、景気回復が見込めず厳しい経営状況が続いている ことから、「埼玉県中小企業振興条例」の具現化はもとより、川口市への特別な支援を検討 する。
- 5. 県立川口特別支援学校の過密化解消に向け教育環境の整備改善と、川口市内に特別支援学校の新増設を急ぐ。 併せて、通学の負担軽減に向け、川口市内に肢体不自由児に対応できる特別支援学校を設置する。
- 6. 芝川沿いのサイクリングロードについて
- ①安全確保のためにも植栽がとぎれないよう整備する。
- ②ベンチの設置をはかる。
- 7. 再来年の夜間中学の設置にあたっては、教員の確保や予算の確保を行うとともに、生 徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育となるよう各市町村との調整に県が責任を果たす。 8. 来年度からの中核市移行にかかわって
- ①中核市移行の税源移譲に伴う事業について、「安心・元気!保育サービス支援事業費補助 交付金」「放課後児童健全育成事業費補助」の加配分の補助要綱を見直し、中核市も対象 とする。
- ②県からの職員派遣については、スムーズな事務移譲が行えるよう支援する。その後の職員研修についても相互の職員交流の場などをもつ。

9. 川口市視力障害者福祉協会からの要望について

<u>川口市交通安全対策課を通じて警察署など関係機関に提出されている川口市内の交差点に</u> おける音響信号機、点字ブロック、エスコートゾーンの設置について早急に対応する。

【越谷市】

- 1. 東武線の北越谷駅以北の高架化
- 2. 県道における自転車レーンの設置の促進
- 3. 元荒川の神明橋の拡幅
- 4. 県道における歩行者用照明の設置の促進
- 5. 地域経済の活性化について、産業団地造成等の効果を過大に評価することなく、むし ろ地元の中小業者の支援・基盤整備に予算を回す。

【三芳町】

- 1. 三富新田の保全対策を講じる。
- 2. 県道の振動対策を強化する。

以上